

安全保障貿易管理説明会「適格説明会」に関するQ & A

< 適格説明会の位置付け、受講頻度、参加資格等に関するご質問 >

Q 1 . 安全保障貿易管理説明会「適格説明会」とは、どのようなものですか。

A 1 . 安全保障貿易の重要性や具体的輸出管理について広く理解が得られるよう、経済産業省が関連団体等の協力のもとに実施している説明会で、外為法等に基づく「包括許可」(注1)を新規取得・更新するためには、この説明会を受講することが要件の一つ(注2)となっているものです。

(注1)「包括許可制度」とは

外為法等で許可が必要なリスト規制品(技術)を輸出等する場合、本来は個々の契約や輸出等に関して個別に当局の安全保障面からの審査を経て許可されるのですが、輸出者自身がこうした審査機能を自主管理の下で担える場合には、個別許可の申請を行うことなく、一定の範囲について包括的に許可を受けることで、輸出等を行うことが可能となる制度です。

(注2)「包括許可」を取得するための要件

輸出管理社内規程の策定及び経済産業省へ届出
チェックリスト(輸出管理状況を自己診断するもの)の定期的(毎年7月)な提出
適格説明会の受講

Q 2 . 包括許可の新規取得・更新の要件として「適格説明会」に受講しなければならない人数や部署・役職等の制限があるのでしょうか。

A 2 . 包括許可申請企業等で、最低1名の役員又は正規社員が適格説明会に参加すれば包括許可の新規取得・更新の要件を満たすことになります。但し、重要なことは適格説明会の受講内容について社内教育等を通じて周知・徹底していただくことにあります。

Q 3 . 適格説明会は毎年受講しなければならないのでしょうか。

A 3 . 包括許可を新規取得・更新する企業等については、包括許可の取得・更新前の1年以内に「適格説明会」を受講する必要があります。従いまして有効期間3年の包括許可を取得されている企業等につきましては、必ずしも毎年受講することは義務ではありません。

なお、安全保障貿易管理に係る法令や制度の部分的な変更は、ほぼ毎年あるため、

本説明会を通じて最新情報を確認いただくと共に輸出管理の重要性について再認識をしていただきたいと考えております。このため、なるべく年に1回は適格説明会を受講し、制度等の最新状況を確認いただくことを推奨しております。

< 適格説明会の資料に関するご質問 >

Q 4 . 適格説明会で配付された資料を社内教育で活用したいのですが、複写して使用しても問題ありませんか。

A 4 . 適格説明会で配付している資料には、複製・転載を禁止している画像が含まれておりますので、社内教育で使用する際には安全保障貿易管理ホームページに掲載されている資料を御使用下さい。

Q 5 . 適格説明会の資料を電子媒体で入手することは可能でしょうか。

A 5 . 適格説明会のパワーポイント（PPT）の資料は、この安全保障貿易管理ホームページの「新着・更新情報」の「説明会開催スケジュールはこちら」をクリックし、「>本説明会で使用する資料はこちら」の中からダウンロードできます。また、PPTソフトが無いパソコンの場合には、同一の内容でPDFファイルを用意しておりますので、こちらをご活用ください。

Q 6 . 適格説明会の配付資料はカラーで提供していただけないのでしょうか。

A 6 . 適格説明会については、広くご参加いただくため、参加費を無料とするか、参加費をいただく場合にもなるべく実費相当額程度となるようにしております。このため、モノクロ印刷での資料提供としております。

カラーの資料が必要な場合には、安全保障貿易管理ホームページから適格説明会のパワーポイント（PPT）の資料をダウンロードして、ご自身でカラー印刷をするようお願いします。

Q 7 . 適格説明会で配付しているパワーポイント以外の参考資料の電子媒体は入手できないのでしょうか。

A 7 . 適格説明会で配付している参考資料そのものは電子媒体としてはありませんが、参考資料のほとんどは、安全保障貿易管理ホームページにある情報などを抜粋しているものです。このため、このホームページから必要となる情報は概ね電子媒体で入手できますので、安全保障貿易管理ホームページをご活用くださるようお願いします。

< 適格説明会の開催頻度、場所、内容等に関するご質問 >

Q 8 . 適格説明会をレベル別や分野別に分けて実施することはできないのでしょうか。

A 8 . 適格説明会は、安全保障貿易の重要性や輸出管理について、初級者の方も含め、多くの方々に広く理解が得られるよう、また、自主管理に基づく包括許可の適切な使用をしていただくため、実施しているものです。このため、19年度の適格説明会では、前半では初級者にもご理解いただけるように“概要の説明”を、後半では“輸出管理の方法や包括許可に関すること”などの説明を行っております。20年度の適格説明会も、直近の制度変更等を反映して資料は若干改定をしますが、19年度とほぼ同様の内容で実施することとしております。

なお、レベル別や分野別の説明会につきましては、(財)安全保障貿易情報センター(C I S T E C)などの団体等が各種セミナーを実施しておりますので、これらを活用いただきたいと考えております。

Q 9 . 東京で適格説明会を受講しようとしたところ、満員で申込みをすることができませんでした。東京やその近郊で実施回数をもっと増やせないのでしょうか。

A 9 . 平成18年度、19年度の適格説明会については、原則として全ての都道府県で実施すべく、各地のジェトロや商工会議所等の関連団体のご協力を得て実施してきました。20年度の適格説明会については、過去2年間の実施状況やご要望等を踏まえ、包括許可の取得企業等が集中する大都市圏での実施回数を増やすとともに、包括許可申請窓口となる各経済産業局等の所在地でも、地域ブロック別に年間1回から複数回の説明会を実施する予定です。

Q 10 . これまでは全ての県で適格説明会を実施してきたのに、何故、県別の説明会は実施しなくなったのでしょうか。

A 10 . これまでの2年間の実施状況及び皆様のご意見・ご要望等を踏まえ、20年度の適格説明会については、大都市圏での実施回数を増やすこととしました。一方、地域別には包括許可申請窓口となる各経済産業局等の所在地で1回から複数回の適格説明会を実施する予定です。併せて、各県においても、各地域の関連団体のご協力が得られ、開催ニーズがある場合には、引き続き実施することとしております。ご理解のほどお願いいたします。

Q 11 . 適格説明会でも会場によって有料の場合と無料の場合があります。全ての会場で「無料」で実施することはできないのでしょうか。

A 11 . 各地域で実施する小規模から中規模の適格説明会につきましては、各地域の関係

団体の協力のもと、会場を無償で提供していただくなどして、参加費を無料として実施して参りました。一方で、大都市圏では大規模な会場で実施すること等から、会場費などが高額となるため、やむを得ず経費の実費相当分程度の参加費を徴収させていただいております。

なお、20年度に各ブロック別に経済産業局で実施する適格説明会につきましては、内部の会議室を利用するなどして無料で実施する予定としております。

Q12. 適格説明会の会場によっては、机がなくて椅子席のみの場合があり、メモを取るのが大変です。講習を受ける環境としては、テーブルのある会場で実施していただきたいのですが。

A12. 20年度の適格説明会につきましては、極力、“机”や“折りたたみ式の簡易テーブル”等のあるメモの取れる会場で実施すべく、会場を選定することとします。

Q13. 18年3月の輸出管理強化策では、「外為法の遵守等の重要性について経営トップ以下が認識を深め……経営トップが責任を持って実行されるよう要請します」とありました。18年度は役員・経営者向けの説明会も実施されましたが、もう役員・経営者向け説明会は実施しなくなったのでしょうか。

A13. 業界団体等にお取りまとめいただき、ある程度の参加者数が見込める場合には、ご要望に応じ、役員・経営者向けの説明会も実施いたしたいと思っておりますのでご相談ください。但し、個別企業や企業グループ内に限定したものについては、全ての要望に対応することが難しいため、ご容赦いただいております。

(了)